

議案第164号

前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例の改正について

平成28年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例

前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例（平成27年前橋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「15人以内」を「17人以内」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例（以下この項において「新条例」という。）の規定により新たに任命される委員の任期は、新条例第9条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。